

5 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

<設備・人員基準のポイント>

(1) 病院又は診療所で行う場合

- ・ 医師又は歯科医師
- ・ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士（事業に応じた適当数）
- ・ 事業のために必要な広さ、必要な設備及び備品

(2) 薬局で行う場合

- ・ 薬剤師
- ・ 事業のために必要な広さ、必要な設備及び備品

<運営基準のポイント>

- ・ 運営や利用料等の重要事項を記載した文書を交付して説明し、同意を得ること。
- ・ 原則として、利用申込みに対して応じなければならないこと。
- ・ サービス提供困難時には、他事業者の紹介等必要な措置をとること。
- ・ 受給資格等を確認し、認定審査会の意見に配慮すること。
- ・ 要介護（要支援）認定の申請（更新）等を援助すること。
- ・ 居宅介護支援事業者等のサービス提供者との密接な連携に努めること。
- ・ 居宅サービス計画の作成や変更の援助をすること。
- ・ サービス提供、従業者、設備、会計等に関する記録を整備し、保存すること。
- ・ 法定代理受領サービスとなる場合とそれ以外の場合、又は医療保険による事業との間で、利用料に不合理な差を設けないこと。
- ・ サービスの提供に要する交通費について、利用者から実費相当額を徴収できること（あらかじめ利用者又はその家族に対し説明し、原則として文書により同意を得ること。）。)
- ・ 医師又は歯科医師の場合は、訪問診療等により計画的かつ継続的に管理し、居宅介護支援事業者等に情報提供し、利用者等に指導助言すること。
- ・ 薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士の場合は、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援すること。
- ・ 不正又は故意に要介護（要支援）状態を生じさせた等と認められた者について、市町村に通知すること。
- ・ 事業内容や利用料等の重要事項を運営規程に定めること。
- ・ 事業の適切な実施に必要な勤務体制、研修の機会等を確保すること。
- ・ 衛生管理等に努めること。
- ・ 運営規程の概要、勤務体制等の重要事項を事業所に掲示すること。
- ・ 従業者や従業者であった者は、利用者や家族の秘密を保持し、同意なく提供しないこと。
- ・ 居宅介護支援事業者に利益供与を行わないこと。
- ・ 苦情処理体制を整えて、苦情に迅速かつ適切に対応すること。
- ・ 利用者の苦情に関して、市町村が実施する介護相談員事業等に協力するよう努めること。
- ・ 事故発生時には、家族等への連絡、損害賠償等の措置を速やかに講じること。
- ・ 事業所ごとに経理を区分し、他事業と会計を区分すること。

※ 以下の事項については、次のような取扱いとなります。

(1) 「病院、診療所、薬局の使用許可証の写し」は、次のものを添付してください。

ア 病院 使用許可証 イ 診療所 使用許可証又は届書
ウ 薬局 開設許可証

(2) 居宅療養管理指導事業所の管理者については、医療機関の管理者が兼務する場合は特段、別に設ける必要はありません。

(3) 医師や歯科医師の行う居宅療養管理指導は、訪問診療等により常に利用者の病状や心身の状況を把握し、計画的な医学的管理又は歯科医学的管理を行っている要介護者等に対して行うものです。

(4) 管理栄養士が行う居宅管理指導は薬局では実施できません。

(5) 運営規程に通常の事業の実施地域を定める必要があります（平成 30 年度法改定による追加）。